

特定行動のガイドライン（11/17 更新）

本ガイドラインは、水際対策強化に係る新たな措置（19）により入国する者について、待機期間中に行動管理の下で認められる活動（以下「特定行動」という。）の範囲をお示しするものです。活動計画書は、本ガイドラインに沿った内容としていただく必要があります。

1. 本ガイドラインの対象者

対象者：①～③のいずれも満たす者及び対象期間中に当該者と接触する国内関係者

- ①日本人の帰国者、在留資格を有する再入国者、商用・就労目的の3月以下の短期間の滞在の新規入国者又は緩和が必要な事情があると業所管省庁が認めた長期間の滞在の新規入国者
- ②入国日前14日以内に10・6日の宿泊施設待機の対象の指定国・地域での滞在歴がない者
- ③日本政府が有効と認めるワクチン接種証明書を保持している者

対象期間：入国後14日目までの待機施設等（受入責任者が確保する待機施設又は自宅をいう。以下同じ。）での待機期間中、入国後3日目以降に改めて自主的に受けた検査（PCR検査又は抗原定量検査）の陰性の結果を厚生労働省に届け出た後の、入国後4日目以降の残りの待機期間。（入国後3日目以降に受けた検査の陰性結果を厚生労働省で確認するまでの間は、待機施設等（自家用車・社用車・ハイヤー・貸切車両で移動できる範囲にあるものに限る。）に待機。）ただし、特定行動終了後の健康観察等一部の追加措置を当該期間終了後に適用させることはある。

2. 基本的な考え方

- 何より新型コロナウイルス感染症を持ち込まないことが重要であることから、入国前14日間の感染防止策にも十分に取組むとともに、毎日検温を実施し、発熱等の症状がある場合には、入国を延期すること。
- 対象期間は、新型コロナウイルス感染症の病原体の潜伏期間を考慮し、本来であれば待機施設等で待機する必要がある期間であることを踏まえ、特定行動を当該期間内に実施することが、入国の目的を達成するために必要最小限の活動とすること。
認められた特定行動であっても、発熱等の症状がある場合は、中止すること。
- 特定行動の実施に当たっては、マスク着用、換気の徹底、身体距離の確保、手指消毒、体調不良時の活動自粛等、基本的な感染防止対策を徹底すること。
緊急事態措置等が滞在地域において適用されている場合、自治体から要請されている感染防止措置についても併せて遵守すること。

- 特定行動の中でも、国内在住者と接触する可能性がある場合等、特に感染リスクの高い活動については、事前の検査等を追加して対応すること。特定行動の実施要件となる直前の検査については、国内で進められている技術実証と同等のものとするが、技術実証を踏まえた今後の具体的な運用の在り方が示された場合には、本ガイドラインの内容もこれを踏まえて、変更することがあり得ること。

また、特定行動の後に、新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合に、保健所等が必要に応じて、感染経路や濃厚接触者の特定のために調査等をおこなうことがあるので、当該調査等に協力すること。

- 特定行動の実施状況等については、本措置の見直し等に活用するため、実施要領に定める様式により、所定の期限までに業所管省庁に報告すること。

3. 具体的な特定行動の内容

- 待機期間については、下記の特定行動（（5）を除き、活動計画書にあらかじめ記載し、審査を受ける必要がある。）を除き、待機施設等で待機を行うこと。また、下記の特定行動以外の活動は認められない。なお、待機施設等で待機すべき期間（入国後10日間～14日間）のうち、3日目以降に検査で陰性を確認し、特定行動を行うことができることとなった以降において、3日目までの待機施設から特定行動の場所までの移動が長距離となる場合、待機施設等を変更することは差し支えないこと。また、3日目以降の検査の検体採取から72時間以内に特定行動を開始する場合については、改めて検査を受ける必要はないこと。

（1）公共交通機関での移動

- ・できる限り自家用車・社用車又は貸切車両を利用することとし、以下の公共交通機関については、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は4を参照）を実施（3日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから72時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認し、移動中に感染防止対策、飲食は必要最小限とする（水分補給を行う場合は会話をしない、移動中に食事をとる必要がある場合は、黙食を行い、飲酒は控える）ことを徹底した上で、事前に予約して利用することができる。また、できる限り短時間で移動できる手段を選択すること。

▶国内線の航空機

▶鉄道（座席指定ができる新幹線・特急列車に限る。）

▶バス（座席指定ができるものに限る。）

▶旅客船（個室又は座席指定ができる便に限る。）

▶タクシー（運転手と空間的分離ができる車両に限る。）

- ・利用に当たっては、受入責任者、業所管省庁又は保健所が利用したこと等を確認でき

るよう、車両や座席等が記載されているチケット（原本が回収される場合は写しでも可）や領収書・レシートを利用後 30 日間保存しておくこと。当該チケット等は、業所管省庁や保健所から求められた場合は、提出すること。

（２）集会・イベントへの参加

- ・不特定多数の者が参加する集会やイベントに参加する必要がある場合は、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は 4 を参照）を実施（3 日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから 7 2 時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認すること。
- ・集会・イベントへの参加に当たって、公共交通機関を利用する場合は、（１）の基準を満たすこと。
- ・集会・イベントへの参加に当たって、飲食が伴う場合は、主催者等が定めるルールに従うこと。
- ・控え室等を利用する場合は、他の参加者等と分けること。
- ・集会・イベントで新型コロナウイルスへの感染者が確認された場合等、主催者や保健所等の調査に協力すること。

（３）飲食店の利用・会食

- ・原則として、待機施設等での飲食を基本とし、不特定多数の者が利用する飲食店を利用する必要がある場合は、直前の検査（有効な検査の種類と留意事項は 4 を参照）を実施（3 日目以降に特定行動を行うために行った検査の検体を採取してから 7 2 時間以内の場合を除く。）し、陰性であることを確認した上で、第三者認証を受けた飲食店を利用すること。
- ・飲食店の利用・会食に当たって、公共交通機関を利用する場合は、（１）の基準を満たすこと。
- ・飲食店の利用に当たっては、入国等の目的に照らし、必要なものに限定し、短時間（概ね 2 時間以内）の利用とし、飲酒は必要最小限とすること。
- ・飲食店の利用に当たっては、原則として個室とし、飲食の際にマスクを外すことが多くなることから、距離を確保し、会話の際はマスク着用の上、最小限とすること。
- ・国内在住者との会食を実施する場合（飲食店以外での実施も含む）は、活動計画書において利用店や参加人数等を記載し、参加者全員の会食後 10 日間の健康観察（検温・症状の有無等）を行うこと。10 日間の健康観察中に新型コロナウイルスの感染が確認された場合に連絡等ができるよう参加者名簿を作成しておく等必要な連絡体制を確保しておくこと。

（４）仕事・研修

- ・オフィス等に出向く場合は、できる限り個室環境を確保することとし、個室環境の確保が難しい場合は、他者と一定の距離を保つようにすること。また、オフィス等に出

向くに当たって、公共交通機関を利用する場合は、(1)の基準を満たすこと。

- ・他者と身体的接触を伴う業務や研修は行わないこと。
- ・対面で会議や面会を行う必要がある場合は、距離の確保（人数に比して広めの部屋を確保）、換気の実施、その他(2)に準じた対策等を徹底すること。

(5) 日常生活必需品の買い出し

- ・必要最小限とすること。
- ・利用する店舗が混雑する時間帯を避け、店舗での滞在時間原則15分以内とすること。

(6) その他

- ・対象者に新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合は、受入責任者が周辺の患者発生状況についてもできる限り情報収集しつつ、速やかに業所管省庁に報告すること。
- ・保健所や業所管省庁の調査に協力するとともに、待機や療養等の指示があった場合には、その指示に従うこと。

4. 特定行動を行う際の直前の検査について

- 特定行動を行う際の直前の検査については、国内で実施されている技術実証の実施要領（令和3年10月1日内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）の内容に合わせ、(1)の検査を実施（(1)の検査が困難な場合は(2)の検査も可）し、受入責任者が特定行動の前に検査結果通知書を確認することとする。

(1) PCR検査・抗原定量検査 特定行動の開始時間前72時間以内に検体採取を行ったもの

(2) 抗原定性検査（抗原簡易キット） 特定行動開始時間前24時間以内に検体採取を行ったもの

- (1)の検査については、薬事承認を受けた検査試薬又は製品を使用することとし、条件を満たしているものであるか受入責任者が事前に確認を行うこと。

(2)の検査については、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室作成の「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要項」の別紙1に記載されたものとする。

- 検査場所は、PCR検査・抗原定量検査については、医療機関、衛生検査所とする。抗原定性検査については、「ワクチン・検査パッケージ」の技術実証における抗原定性検査の実施要項」に定められている要件を満たした上で実施すること。

○ PCR検査・抗原定量検査の検査結果通知書は、本人の証明書であることがわかるものであって、検査日、検査結果、検査方法、検査機関が記載されていること。

抗原定性検査の検査結果通知書については、受験者の氏名、陰性である旨、使用した検査キット名、検査日、事業所名、検査に立ち会い結果を判読した検査管理者の名が記載されていること。